

## 東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日 時 : 平成29年11月28日(火) 13:30~14:30

場 所 : 東京都庁第一本庁舎 29階 29C会議室

<教育庁出席者>

都立学校教育部特別支援教育課 統括課長代理

都立学校教育部特別支援教育課 課長代理

教育庁人事部人事計画課 課長代理

教育庁総務部教育情報課 課長代理(広聴担当)

<東京LD親の会連絡会出席者>

けやき1名、 にんじん村 3名、 ルピナス 3名 計7名

### 1. 個別の教育的ニーズに応える指導を推進してください

(1) 区市町村の公立学校においても、ICT機器の活用が有効な場合には積極的に取り入れるように、区市町村に働きかけてください。また、効果のあった事例は公開し、活用できるように東京都全体を取りまとめてください。

板書の書き写しに時間がかかっていた中学生が、個人のスマートフォンで黒板を撮影することを許可されたことで、時間を有効に使えるようになったという事例もあります。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、ICT機器の活用事例集小学校版を平成29年3月に作成し、区市町村教育委員会及び都内全ての公立学校に配布し、周知を図っています。また、平成29年度には、ICT機器の活用事例集中学校版を作成し、更なるICTの活用促進を図ってまいります。

(2) ICT機器使用の効果を最大限に引き出すために、使用方法や支援方法について教員の研修をお願いします。

また、使用環境をサポートすることができ、教員を補助するためのICTサポート支援員を適宜巡回させてください。

教員研修では、東京都障害者IT地域支援センターとも連携して、より効果的な内容となるよう工夫してください。

回答: 教職員研修センター企画部企画課

東京都教職員研修センターでは、特別な支援を必要とする児童・生徒に対応した情報・ICT活用に関する専門性の向上を図る研修を実施しています。

(3) 学級担任や特別支援教育コーディネーター等への合理的配慮に関する研修を充実させてください。合理的配慮への理解促進を図り、教職員の資質の向上につなげてください。

回答: 教職員研修センター企画部企画課

:(特別支援コーディネーターに関して)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育コーディネーター研修において、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(いわゆる、障害者差別解消法)に基づく合理的配慮を取り上げるなど、専門性の向上を図る研修を実施しています。

:(教職員に関して)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育に関する講座や都教委訪問を通じて合理的配慮に関する理解推進を図っています。

(4) 情緒障害学級の特別支援学級編成の際には、在籍する児童生徒の障害特性を見極めて編成されるように、各区市町村教育委員会に指導助言してください。例えば、暴力的行動が顕著な子どもとおとなしいタイプの子どもの同じ教室で学ぶ場合、おとなしい子が暴力を受ける(被害にあう)ということがあります。どの子ども安心して学べる環境整備の工夫を指導助言してください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、学習環境の整備や指導方法のポイントをしめた指導資料「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」を平成29年3月に作成し、区市町村教育委員会及び全公立小・中学校に配布し、全ての児童・生徒が安心して学習できる環境づくりを推進しています。

(5) 上記の事例のように、発達障害児・者の障害特性は一人ひとりすべて異なります。個別の教育的ニーズに応えるには教員の増員が必要です。特別支援学級(特に情緒障害学級)の教員を増やしてください。

回答: 人事部人事計画課

教職員定数については、国の基準に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。

(6) 読み書きに困難のある児童生徒への教育支援を充実させるとともに、都内各区市町村全体の現状把握に努めてください。適切な指導がないために通級しても向上せず、二次障害を発症した事例もあります。担任の指導力向上のために、研修を増やし、専門家等の意見・支援方法等積極的に活用するよう努めてください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

:(教育支援(実態把握、制度上の支援)について)

平成29年3月に、通常の学級や特別支援教室等において活用できる、学習の「つまずき」を把握する「読めた」「わかった」「できた」読み書きアセスメントを、都内全ての公立学校に配布し、読み書きに困難のある児童・生徒に対する支援の充実に努めています。

:(研修に関して)

東京都教職員研修センターでは、発達検査などに関する研修を実施するなど、専門性の向上を図る研修を実施しています。

(7) 知的障害の固定支援学級に在籍するLD等発達障害児は少なくありません。この場合、学習面では普通学級に在籍する子どもとの格差が大きく、学習環境が足りているとは言えません。成人後の人生を鑑みても、小学校高学年レベルの漢字や計算を習得する学習環境を確保できるよう、区市町村教育委員会を指導してください。

また、都教委が先頭に立って使用教科書の柔軟化・国語や算数の教科知識習得を目的とした交流学級の活用等の学習環境改善に取り組んでください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事連絡協議会において、特別支援学級の教育課程や教育内容について助言を行うとともに、教員向けに特別支援学級の教育課程や指導内容の理解を図るため講習会を開催するなど、特別支援学級の教育の充実に努めています。

特別支援学級の教育課程編成の手引きにおいて、教科等の交流及び共同学習を行う際には、児童の障害の状態や発達段階を十分に考慮し、通常の学級における教科のねらいや学習内容、進捗の状況なども十分踏まえ実施するように示しています。

(8) LD等発達障害のある生徒たちの中には、中学生になってから初めて通級を利用するというケースもあります。

そのような場合、自己理解ができるよう、さらには自己肯定感を下げないための指導が重要です。教職員への研修・指導を充実させてください。

回答: 教職員研修センター企画部企画課

東京都教職員研修センターでは、発達障害のある児童・生徒について理解を深めるとともに、必要となる具体的な支援方策を学ぶなど、専門性の向上を図る研修を実施しています。

(9) 区市町村教育委員会に対し、各校において校内委員会の委員として外部の専門的関係者(OT等)を積極的に招へいし、意見を取り入れるよう指導助言してください。

回答: 都立学校教育部特別支援教育課

国は、区市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて小中学校等に対し外部専門家の配置等を行うための経費を補助しており、東京都教育委員会は国の補助制度等について、区市町村に周知しています。

(10) 都立高校での通級制度(都立秋留台高校でのパイロット事業)についての準備状況をお聞かせください。

回答: 都立学校教育部特別支援教育課

都立高等学校に在籍する発達障害のある生徒の支援のため、平成30年度から都立秋留台高等学校において通級による指導を開始します。通級による指導は、障害のある生徒に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を実施するもので、当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行います。

なお、本件については、平成29年9月22日付で東京都教育委員会ホームページでもお知らせをしています。

(11)平成29年度コミュニケーションアシスト講座について、具体的な内容と参加者からの感想をお聞かせください。

土曜日固定の実施についての参加者の反応や、今後の計画についてお聞かせください。

回答:都立学校教育部特別支援教育課

コミュニケーションアシスト講座は、都立高校に在籍する発達障害及びその可能性のある生徒を対象に教育課程外かつ学校外で、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルなどに関する指導の専門性と、経験を有する民間事業者の指導の下、自己理解、コミュニケーションやストレスマネジメントの学習等を行うものです。

平成29年度は学期期間中の毎週土曜日に計30日行う通年実施講座と、夏季休業期間中の平日に計10日行う短期集中講座の二つの講座を設けています。生徒は複数のプログラムの中から、生徒自身の課題や特性、希望等を踏まえ、ソーシャルスキル、コミュニケーションや感情理解・コントロール等を学習したり、他者との協働の仕方や集団中での自分の役割を果たす方法及びチームワーク等を学習したりします。

参加生徒のアンケートでは、大部分の生徒がプログラムの目標を達成できたと回答しており、意欲的に講座に参加しています。一部の生徒からは、土曜授業や学校行事、部活動、アルバイト等があり参加し辛いという意見もありましたが、参加生徒の多くは継続的に講座に参加しており、今後も本講座を継続的に実施していく計画です。

## 2. 特別支援教室について

---

(1)区市町村における特別支援教室設置状況をお聞かせください。また、区市町村によって内容や場所等に明らかな地域格差が出ないよう、専用の教室が確保されているかどうか等を具体的に確認してください。

回答:都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教室の設置状況について、現在都内公立小学校約1,300校中、約1,000校に設置がされています。

特別支援教室導入に当たっての教室環境整備については、各区市町村教育委員会がその実情を考慮して判断していきます。

なお、東京都教育委員会は、特別支援教室の円滑な導入に向けて、教室環境の整備に要する経費についての補助を行っています。今後、特別支援教室を導入した区市町村教育委員会への聞き取りや学校訪問等をさらに充実することにより、教室環境の整備状況等のより具体的な把握に努めていきます。

(2)さらに、特別支援教室が設置された区市町村においては、これまでの通級制度より、時間数の減少による支援内容や教育内容の質の低下を招いていないかどうかを確認してください。

週5時間の指導を受けていた児童が週2時間となり、十分な指導内容を確保されていない現状に不安を感じている保護者も多くいます。

回答:都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教室での指導は、児童の障害の状態等に応じて校内委員会において指導目標、指導方針及び指導時間を設定した上で、区市町村教育委員会における判定委員会等を経て決定するものです。

また、在籍学級に設置する特別支援教室での指導では、児童の在籍学級の時間割等の諸条件に応じて、指導時間をきめ細かく設定することが可能となると考えています。

(3)公立中学校での特別支援教室の準備状況・実施状況をお聞かせください。

回答:都立学校教育部特別支援教育課

中学校における特別支援教室の導入については、平成28年度と平成29年度の2か年でモデル事業を実施しており、今後、その成果について区市町村教育委員会に対して周知を図ります。中学校における特別支援教室の導入に当たっては、現在実施しているモデル事業の状況を踏まえて、平成30年度から準備の整った区市町村から順次導入していく計画としています。

## 3. 連携について

---

(1)教職員に対して、保護者と連絡を密にし、児童生徒の理解・支援に努めるよう指導助言してください。

回答:指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、平成26年3月に指導資料として「これからの個別の教育支援計画」、平成28年3月に「「つながり」と「安心」保護者とともに作る個別の教育支援計画」を作成し、小・中学校に配布し、学校生活支援シート(個別

の教育支援計画)を作成の際に、保護者との連携により、教育的ニーズを十分に把握し、児童・生徒の個々の状態に応じた指導・支援の充実を図るよう指導・助言を行っています。

- (2) 乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援のために、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を活用して、学校間(幼・小・中・高校)の連携を強化してください。発達障害に特記した項目も加え、確実に伝わるよう指導してください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、平成26年3月に指導資料として「これからの個別の教育支援計画」、平成28年3月に「「つながり」と「安心」保護者とともに作る個別の教育支援計画」を作成し、「学校生活支援シート」を活用した、乳幼児期から学校卒業後までの円滑な引継ぎに関する事例等を介し、各学校において一貫性のある支援が図られるよう努めています。

また、「学校生活支援シート」を活用し、発達障害等への支援の内容が確実に引き継がれるよう、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会において周知を図っています。

- (3) 学校生活支援シートの作成および活用については、まだまだ地域格差・学校間格差が大きく、さらなる周知が必要です。保護者と共に作成するという基本を、すべての教員に徹底するよう指導してください。また、通常の学級においても学校支援シートや個別指導計画を作成し、活用するとなっていることを知らない保護者がいます。広く周知するようお願いいたします。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、平成26年3月に指導資料として「これからの個別の教育支援計画」、平成28年3月に「「つながり」と「安心」保護者とともに作る個別の教育支援計画」を作成し、全都立高校及び小・中学校に配布しました。区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を対象とした協議会や講習会において「学校生活支援シート」が適切に作成・活用されるように周知しています。

- (4) 教育委員会の仕事は学校卒業で終わりではなく、卒業から社会生活、労働、福祉へとつなげるキーパーソンとしての役目を担ってください。学校生活支援シートを活用し、関係機関と連携するように努めてください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、産業労働局、福祉保健局と連携のもと、個別の移行支援計画に基づき、卒業後の支援が確実に引き継がれるよう努めています。

- (5) LD等発達障害のある人にとっては、「経験したことがある」「知っている」という実体験が将来への自信に大きくつながります。特別支援学校だけでなく、一般の中学・高校に在学しているLD等発達障害のある生徒も在学中から一般企業の見学、実習を経験できるよう、産業労働局等の関係諸機関と具体的に検討をすすめてください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

インターンシップや就職希望者に対する企業見学等を実施している学校においては、LD等発達障害のある生徒は、他の生徒と同じように、企業と連携した見学・実習を体験しています。各学校は今後も引き続き、就職を希望する生徒に対し、企業等と連携し、企業見学や実習を実施していきます。

- (6) 支援の必要な生徒への進路指導においては、特別支援学校の進路担当と一般の中学・高校の進路担当のレベルには差があると思われます。発達障害のある生徒が将来を見据えた相談ができるように、教員研修を深めてください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育の対象となる児童・生徒への進路指導に関する研修を実施するなど、専門性の向上を図る研修を実施しています。

- (7) 在学中からの職業教育を一層充実させてください。

将来自立した、責任ある個人として生きていけるために、在学中から「社会で生きて行く力をつけるための具体的な指導」を推進してください。地域と連携をとり、卒業後も途切れることなく良い関係で結びついている事例があれば、具体的に教えてください。

回答: 指導部特別支援教育指導課

東京都教職員研修センターでは、キャリア教育に関する研修を実施するなど、職業教育に関する具体的な指導についての専門性の向上を図る研修を実施しています。

(8)管轄の各小学校においては放課後等デイサービス事業所との連携を図り、且つそのサービス内容が充実されるよう区市町村に指導してください。学校が作成する個別の教育支援計画と、放課後等デイサービス事業所が作成する個別支援計画に連動性や整合性がないと、子どもへの負担が大きくなると考えられます。

回答:指導部特別支援教育指導課  
ご意見として承ります。

## 6. 関係諸機関とのネットワークの構築について

(1)本年2月に策定した「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」においても、幼児・児童・生徒たちの将来の自立と社会参加を見据えた特別支援教育を推進するとされています。LD等発達障害のある人へ、切れ目のない支援を行うために、医療・福祉・教育・就労・警察等の各関係機関のネットワークを構築してください。

回答:都立学校教育部特別支援教育課

福祉保健局が設置している「発達障害者支援体制整備推進委員会」において、保健・医療・福祉・教育等の各分野からの情報交換、効果的な支援の在り方の協議等を行っています。

以上

### 【質疑応答】

Q:ルピナス(1-1、3について)

ICT活用の際の説明書類が作られていると聞いているが、学校に合理的配慮を求める時、「このような合理的配慮がある」

という情報より、「このような合理的配慮によって、周囲にどのような影響があり、その環境調整をどのようにしたか」また「他の児童生徒にどのように周知したか」「保護者にはどこまでを伝えたのか」等、そのようなところが一番気になることだと学校の先生から聞いている。特に、テストの時にどういう基準で評価したらいいのかということにかなりの不安感を抱えているという先生(校長も含め)がいると聞いている。

合理的配慮を進めている校長同士の意見交換をお願いしたい。

- ・これから導入する学校にとっては、どのような方法ができるのかという情報を具体的に公開して情報交換してほしい。
- ・配慮するにあたって、クラスメイトや保護者からの異論が出ていないか。
- ・既に合理的配慮がなされているとしたら、どんな点が良かったか、どんなデメリットがあったのかを周知してほしい。

A:(文章にて回答)指導部

都教育委員会は、公立学校校長職を対象に、発達障害の理解等を深める研修会を開催し、講義や演習等を通して、特別支援教育の推進を図っています。

Q:ルピナス(1-2について)

現在のICT支援員は、一般的なPC操作等の支援をしていると思うが、読み書きに障害のある子には、技術的な面を学ぶことによって(障害からくる負担が)軽減されるものが沢山ある。すでにそのスキルを取り入れている家庭では、個々にICTの技術方法を民間等から学んでおり、学校からは教えられていない。通級でもやり方を知らない先生が多い。また、やり方が分かっている子や機器を用意出来る子しか配慮を求めることができない現状である。

- ・特別支援教育としてのICT支援を図ってほしい。
- ・音声教科書のサンプルが都や区市町村にも配布されていると思うが、実際には見たことがない、活用方法を知らないというところが大半のようだ。現状を把握してほしい。
- ・使用機器について、情報源の多くは保護者からとなっているが、ICT機器の情報が得られない保護者への支援も進むように配慮してほしい

A:(文章にて回答)指導部

都教育委員会は、ICT機器の活用事例集小学校版を平成29年3月に作成して、区市町村教育委員会及び都内全公立学校に配布し、周知を図っています。

ICT機器の活用事例集小学校版では、困難の状況により有効な支援ソフトを紹介しており、東京都教育委員会のホームページからもダウンロード可能です。

Q:ルピナス(1-10について)

都立秋留台高校の通級について、平成29年9月よりHPに掲載されているが、中学校の通級の保護者へは通知されてい

るのか。また、通級の担任は知っているのか。自分自身は講演会に参加した際知り得たが、学校からの情報はなかった。実際に生徒・保護者に関わっている先生に知らせる手立てが大切なのではないかと。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス(1-11について)

コミュニケーションアシスト講座についても同様、周知が不足していると感じる。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス

通い辛い日程設定であったということは、保護者の方からも意見が出ている。

Q: ルピナス

中学校で通級に通っている子どもたちが都立高校に進学した場合には、引き続きそのような支援が必要だと思う。

だが、ポスター掲示は中学校によってまちまちであったと思う。都立高校進学を希望している中学校の通級に通う生徒にも講座の案内をいただけないか。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス

配付したものが(配付するだけでなく)どこまで利用されているのか、最後まで確認してほしい。

Q: ルピナス(1-9について)

専門的關係者については、配置のための補助や、国の補助制度を周知しているという回答でしたが、実際に作業療法士等が関われば、どうして身体が動いてしまうのか・何故字がぶれて見えるのか、ふざけているように見えてもふざけているのではなく仕組みとして苦手なのだという誤解のようなところを、保護者側から説明するより先生方に浸透することがあるように感じている。先生方らは、体の仕組み(原理)がわかっていないと対応できないという状況なので、研修をするといより、専門家が学校に入る(関わる)ことに意味があると思って要望しました。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス

学校間同士の連携は取れているのでしょうか。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス(2-1~2について)

現状では、特別支援教室が効力を発揮しているのか疑問。特別支援教室の専門員は支援員経験がある人がなっていると聞いているが、現場では事務職のため助言ができないらしい。専門員を活用できないか。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス(3-2について)

学校生活支援シートが現場で活用できていないということを聞いている。学齢期の親の中には支援シートを見ることができるといことを知らない人もいるらしい。さらに、保護者の考えを確認することなく中学校側(知られたくないのではないかと勝手に判断して)が高校に支援シートを引き継がないというケースもあるようだ。

保護者との連携を取って、切れ目のない支援ができるようにしてほしい。

A: 総務部より(返答内容省略)

Q: ルピナス(1-10について)

秋留台高校の通級については、2校3校と広げていく計画はあるのか。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q: ルピナス

秋留台高校以外の一般高校の教員に対して、発達障害等の研修はありますか。

A: 都立学校教育部より(返答内容省略)

Q:ルピナス

合理的配慮入試について、今年になってHPから探したが、周知されていないように思う。都立中高一貫校の入試において申請する際に、(受け入れ側の)学校長自身が何を基準にパソコン使用を認めるのかということ募集要項に記載するかどうか躊躇したと聞いている。今年度の入試からは記載することになったようです。基準が決まっていないものはできないという都立中高一貫校もあります。合理的配慮の判断基準が分からない、悩んでいるという現状があります。

A:(文章にて回答)都立学校教育部

都立高等学校の入学選抜においては障害のある受検者のうち、通常の検査問題では受検が困難と認められる者について、検査問題の程度を変えない範囲で検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講じています。これらの特別措置については、受検者の障害の状態や、中学校の日頃の学習の実態を踏まえ、措置内容を決定しています。

Q:ルピナス

合理的配慮が進み有難いと感じているが、周りの子どもたちの理解を得るためにも、合理的配慮の前に、ユニバーサルデザイン的な教育的配慮が進むことを望んでいます。この子にだけという支援ではなく、皆に理解を促す方法があると思う。その方が、疎外感もなく肯定感も下がることなく意欲を保つことができると思います。現在、どのような状況か教えてほしい。

A:(文章にて回答)指導部

東京都教育委員会は、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導及び学級づくりを促進させ、通常の学級に在籍する全ての児童・生徒(発達障害のある児童・生徒を含む)に、分かりやすい授業、安全で過ごしやすい教室環境の整備、見通しがもて活動しやすい学級風土づくりについて、実践的な研究活動を通して、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」〈小学校及び中学校での取組の事例集〉を作成、都内公立小・中学校等の全教員に配布し、授業改善と学力向上を図っています。

以上